

農林水産物マッチング事業（交流会業務） 公募型プロポーザル方式募集要領

1 事業の目的

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以来、福島県では県産農林水産物の風評払拭を図るため、様々なPRを展開してきた。農林水産物等の販売価格については、一部の品目では震災前の状態に戻りつつあるものの、未だ震災前の水準に回復していない品目も見られる。

そこで、本県と関係の深い卸・小売事業者や飲食関係事業者等の方々を招待し、日頃の県産農林水産物の取扱いに対して産地側の謝意を伝える場とするとともに、県オリジナル品種やG I 産品、G A P 認証農産物など、福島ならではの取組や県産農林水産物の魅力をPRし、より一層の販路拡大を図ることを目的とする。

2 事業概要

(1) 委託業務名

農林水産物マッチング事業（交流会業務）

(2) 委託費の上限額

15,338千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

(3) 業務内容

別紙「農林水産物マッチング事業（交流会業務）業務仕様書」のとおり

(4) 委託契約期間

契約の日から令和5年3月31日まで

3 主なスケジュール

項目	日程
公募開始	令和4年10月18日（火）
質問書の提出期限	令和4年10月21日（金）17時まで
質問書への回答	令和4年10月25日（火）
参加申込書提出期限	令和4年10月28日（金）17時まで
企画提案書提出期限	令和4年11月4日（金）17時まで
書面審査	令和4年11月7日（月）～11月9日（水）
審査結果通知	令和4年11月10日（木）以降
契約締結	令和4年11月10日（木）以降

4 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置

要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 募集要領等の入手方法

募集要領及び提出書類等の様式については、農産物流通課のホームページからダウンロードして入手すること。なお、農産物流通課窓口又は郵送等での配付は行わない。

6 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 受付期限

令和 4 年 10 月 21 日（金）17 時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第 1 号）により、農産物流通課宛に電子メールにより提出すること。提出後、電話で受領確認すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、10 月 25 日（火）までに、農産物流通課のホームページに掲載する。

7 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意志のある者は、以下により必要書類を提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和4年10月28日（金）17時まで

(2) 提出書類

- ア 農林水産物マッチング事業(交流会業務)プロポーザル方式参加申込書(様式第2号)
- イ 会社の概要や実施業務分野が記載された資料（1部）

(3) 提出方法

農産物流通課宛に郵送、持参、又は電子メールにより提出すること。

※郵送による提出の場合10月28日（金）必着で送付すること。

※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時までとする。

※電子メールによる提出の場合、電話で受領確認すること。

8 企画提案書の提出期限

プロポーザルに参加する意思のある者は、「7 参加表明書の提出」を行った上で、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年11月4日（金）17時まで

(2) 提出書類

- ア 企画提案書（記載内容等については9のとおり）
- イ 県から受注した委託業務実績一覧（令和元～3年度）

(3) 提出方法

農産物流通課宛に郵送又は持参により提出すること。

※郵送による提出の場合、11月4日（金）必着で送付すること。

※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時までとする。

9 企画提案書の記載内容等

(1) 記載内容

以下の「提案1」から「提案3」までを記載すること。

提案1：各業務の取組内容

ア 各業務について、別紙「農林水産物マッチング事業（交流会業務）業務仕様書」に基づき提案すること。

イ 関係企業・団体と連携を図りながら、具体的な提案内容となるよう配慮すること。

ウ その他、本事業の目的を達成するために必要な取組があれば、提案すること。【任意記載事項】

エ 企画内容を実施するためのスケジュールを表で示すこと。

提案2：業務の実施体制

ア 当事業の目的を達成するための業務実施体制について、提案企業内部のほか、具体的に連携する企業・団体とその担当内容や役割が分かるように提案すること。

イ 業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記すること。

提案3：積算見積

業務の内容ごとにそれぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信運搬費、印刷費、電波料、掲載料、制作費等）。

(2) 様式

様式は任意とする。ただし、日本産業規格A4版で表紙を除き20頁以内とする。

(3) 提出部数

8部

(4) 費用負担

企画提案書等の作成等に要する費用は提案者の負担とする。

(5) その他

ア 企画提案書等の返却は行わない。

イ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めないものとする。

10 企画提案書を失格とする事項

次のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

(1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書

(2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書

(3) 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

11 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

プロポーザルによる各参加者からの企画提案について書面審査を行い、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

下記の審査項目及び評価基準により審査を行う。

審査項目	配点	評価基準
1 各業務の取組内容	70点	目的及び業務内容の理解度、訴求力、プロモーションの適格性、スケジュール管理、履行の確実性等
2 業務の実施体制	15点	実施体制、業務遂行能力等
3 積算見積	15点	実施内容に対する予算額の妥当性等
合計	100点	

(3) 評価方法

審査項目ごとに評価点を付し、評価基準は以下のとおりとする。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

(4) 業務委託予定者の選定

ア 審査委員ごとに企画提案書の評価採点を行い、審査票の合計得点により、審査委員ごとに事業者の順位を決定する。各審査委員の順位の平均が最も上位の者を業務委託予定者とする。

イ 企画提案者が1者のみの場合は、各審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件とする。

(5) 審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果通知

審査の結果は、企画提案書を提出した参加者全員に対して、書面で通知する。また、審査結果を農産物流通課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

なお、開示内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名とそれぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順位の平均」とする。

1.2 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。なお、見積金額は上限額を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響について

契約締結後、新型コロナウイルス感染症の影響により仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を縮小せざるを得ない場合は、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。

1 3 問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）

福島県 農林水産部 農産物流通課（担当：小林、折笠）

電話 024-521-7377 E-mail ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp